

○午後0時59分開議

○議長（松澤利行君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

石 田 しんご 君

筒 井 ようすけ 君

ご了承願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大沢真一君 動議を求めたいと思います。

松澤議長に対する不信任決議についての動議を求めます。

以上。

○議長（松澤利行君） ただいま大沢君から議長の不信任動議が提出されました。

本動議の成立には、会議規則第16条第1項の規定により、ほかに2人以上の賛成者を必要といたします。

本動議に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松澤利行君） 挙手、所定数以上であります。

よって、本動議は成立いたしました。

この際、議事の整理が必要でありますので、暫時休憩いたします。

○午後1時01分休憩

○午後4時15分開議

○副議長（こんの孝子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

休憩中に、傍聴人より、写真撮影の申請が提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたします。

休憩中に議長の不信任動議について確認を行いました。

本動議をお手元に配付してあります追加議事日程（2）として本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程（2）の日程第1を議題に供します。

---

追加日程（2）第1

議長の不信任に関する動議

---

○副議長（こんの孝子君） 本件につきまして説明願います。

〔大沢真一君登壇〕

○大沢真一君 議長の不信任に関する動議。

上記の動議を提出する。

平成29年10月19日。

提出者、渡部茂、本多健信、伊藤昌宏、石田秀男、横山由香理、鈴木真澄、渡辺裕一、鈴木博、高橋伸明。

品川区議会議長、松澤利行様。

議長の不信任に関する動議。

本区議会は、下記の理由により松澤利行議長を信任しない。

記。

理由。議長不信任動議の提出理由を説明します。

議長に対し、5月の臨時会前に、今回の提出者全員から、議長と荏原消防団長の兼職はするべきではないとの意見が出されました。

以下、理由を述べます。

特別区消防団の災害活動に関する規程の第17条において、「消防署長は当該地区消防団長を通じて、火災、震災、その他の災害等における消防活動を迅速かつ効果的に行うため、消防機関相互の指揮系統の一元化を図るとともに、連携を強化して当該地区消防団の活動機能を十分に発揮させるものとする」とされています。そして大災害発生時は、署隊本部と団本部が設置され、消防団長は団本部長として指示命令・情報伝達・災害報告等の総責任者となることが決められています。

議会においては、品川区議会地震等災害対策本部設置要綱第3条第2項に「本部長は議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する」とされています。第7条第2項では、「本部長は必要に応じて、区対策本部に要請を行う。第8条では、本部長は必要があると判断した場合は、速やかに全員協議会等を開催する」とされています。

以上のことから、大災害発生時には双方の本部に出席することとなり、消防団長、議長、共に重要な役割を担います。従って、実質的に兼職は出来ません。しかしながら、議長からは「臨時会終了後6月には消防団長を辞職するので議長として活動させて頂きたい。」との発言が提出者全員の前であったため、早急に消防団長を辞職することを前提に、候補者として選定を行いました。5月26日の臨時会において、賛成者多数で議長に選任されました。その際、他の議員から「兼職で大丈夫なのか。」との意見がありました。その後、7月、8月、9月と、提出者が当初の議長の発言について協議をして参りましたが、協議の都度、本人の考えに変化があり、「辞める意志はない。」など予期せぬ発言もありました。現在は、口頭での約束を反故にする状態が続いています。この間も本来、議長として出席すべきところを団長として出席し、副議長の代理出席や、また議長として出席し、消防団幹部の代理出席など、出席議員からも疑念の声があがりました。すでに弊害で出ています。

そして、今年10月に議長から荏原消防団所属の議員に対し、二足のわらじの公務が重なり、代理出席が多くなり、12月末日付で消防団長の職を辞する旨の文書が、賛成者等に連絡相談もなく送付されました。文書到達と時期を同じにして、消防団員や区民の複数の方から「議会はどうなっているのだ。」と問い合わせがあり、辞職は「会派に辞めさせられた。」など、事実と違う発言を区民にしていたことが分かりました。さらに、5月の時点で、消防団長を辞職する決断をしていたことも区民の方々に全く伝えていませんでした。議員のみならず区民の皆様に対する不誠実な行動は看過できません。また、二足

のわらじの公務が重なり代理出席が多くなったからなど、区議会を代表する本来の議長の職責を果たしていません。この間、大震災がなく、幸いでしたが、いつ何時、大災害が来てもおかしくない中、議長としての職責を分からないばかりか、兼職が実質的に出来ない事を理解していない議長がこのまま職務にあたることは、区民に対して不利益であります。

このようなことから提出者一同、議長不信任動議提出という大きな決断をいたしました。

皆様にもご理解を頂き、議長不信任動議を可決して頂きますことをお願いし、提案説明とします。よろしくお願ひいたします。

以上。

○副議長（こんの孝子君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（こんの孝子君） ただいまの出席議員数は私を除き36人であります。

投票用紙を配付する前に念のため申し上げます。投票用紙には、本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載を願います。

なお、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否、反対とみなします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（こんの孝子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（こんの孝子君） 異常なしと認めます。

これにより投票を行います。

点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（こんの孝子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（こんの孝子君） これより開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第125条により準用する同規則第31条第2項の規定により、立会人として本多健信君、塚本よしひろ君を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（こんの孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人は本多健信君、塚本よしひろ君に決定いたしました。

両君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔投票点検〕

○副議長（こんの孝子君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長（久保田善行君） 投票結果について報告いたします。

投票総数 36票

賛成 17票

反対 19票

○副議長（こんの孝子君） 以上のおり賛成17票、賛成少数であります。

よって、本件は否決されました。

この際、あらかじめ議会の時間を延長し、暫時休憩いたします。

○午後4時33分休憩

○午後4時44分開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1から日程第7までの7件を一括議題に供します。

---

日程第1

第64号議案 （仮称）平塚シルバーセンター跡複合施設新築工事請負契約

日程第2

第65号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事請負契約

日程第3

第66号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築給排水衛生設備工事請負契約

日程第4

第67号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築空気調和設備工事請負契約

日程第5

第68号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築電気設備工事請負契約

日程第6

第69号議案 天王洲公園A B面他改修工事請負契約

日程第7

第70号議案 書架・カウンター等の買入れについて

---

○議長（松澤利行君） 総務委員長から報告願います。

〔伊藤昌宏君登壇〕

○総務委員長（伊藤昌宏君） ただいま議題に供されました第64号議案から第70号議案の7議案につきまして、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら7議案は、9月22日の本会議において当委員会に審査を付託され、9月25日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第64号議案、（仮称）平塚シルバーセンター跡複合施設新築工事請負契約についてご報告いたします。

本案は、平塚シルバーセンターの跡地に、高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、（仮称）平塚シルバーセンター跡複合施設を新築する工事を行うものであります。契約の方法は、制限付き一般競争入札で、契約金額は2億7,810万円、契約の相手方は品川区西五反田七丁目1番9号五反田HSビル、立建設株式会社東京支店取締役支店長、山下敏雄、支出科目等は平成29年度一般会計、平成30年度債務負担行為であります。

なお、工期は契約締結の翌日から平成31年1月31日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、契約予定金額の設定等についての質疑があり、理事者より、契約予定金額の設定等については、国・都の積算基準に基づき算出しており、入札時に提出される積算内容の中で、工種ごとに適正な単価が設定されていることの確認を行っているものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第64号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第65号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事請負契約、第66号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築給排水衛生設備工事請負契約、第67号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築空気調和設備工事請負契約および第68号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築電気設備工事請負契約については、関連する内容のため、一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

まず、第65号議案は、城南小学校の校舎および城南幼稚園の園舎について、施設の老朽化が進んでいることから、小学校と幼稚園からなる新たな施設を建築する工事を行うものであります。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で、契約金額は49億3,560万円、契約の相手方は渋谷区渋谷一丁目16番14号、東急・小川・加地・ライフシステム建設共同企業体、代表者、東急建設株式会社首都圏建築支店執行役員支店長、池戸正明であります。

次に、第66号議案は、同施設の給排水衛生設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は2億7,540万円、契約の相手方は品川区西五反田七丁目22番17号TOCビル6階、新菱テク・三協建設共同企業体、代表者、新菱テクニカルサービス株式会社品川営業所品川営業所長、松浦弘和であります。

次に、第67号議案は、同施設の空気調和設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は3億9,290万4,000円、契約の相手方は品川区上大崎一丁目2番8号、横河・末弘建設共同企業体、代表者、横河東亜工業株式会社代表取締役、田中博行であります。

次に、第68号議案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は4億3,956万円、契約の相手方は品川区北品川一丁目9番2号、八千代・千代田総合建設共同企業体、代表者、八千代電設工業株式会社東京支店取締役常務執行役員支店長、大江武志であります。

これら4議案の支出科目等は、平成29年度一般会計、平成30年度および平成31年度債務負担行為で、工期は契約締結の日の翌日から平成32年2月14日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1. 登校・登園者の動線について、2. 人口増への対応についてなどの質疑があり、理事者より、1の登校・登園者の動線については、工事期間中は旧東海道側の正門を工事搬出入専用とし、北側の門を使用することで、工事の動線と重複しないよう配慮するものである。2の人口増への対応については、今回の改築により、従来に比べて教室数は減るものであるが、今後、再開発等による予想を超えた就学人口の増加があった場合は、教室以外の諸室の転用等により対応していく予定であるなどの答弁がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、第65号議案から第68号議案までの4議案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第69号議案、天王洲公園A B面他改修工事請負契約についてご報告いたします。

本案は、天王洲公園の野球場A B面等について、施設の老朽化が進んでいることから、人工芝の張りかえ等の改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は3億4,257万6,000円、契約の相手方は品川区豊町六丁目18番2号、東光・西村建設共同企業体、代表者、東光園緑化株式会社品川営業所所長、中島学で、支出科目は平成29年度一般会計であります。

なお、工期は契約締結の日の翌日から平成30年2月28日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、人工芝の耐用年数の見込みについてなどの質疑があり、理事者より、人工芝の耐用年数の見込みについては、人工芝の種類や運動場の用途によって異なるが、おおむね15年程度の使用期間を見込んで施工するものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第69号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案、書架・カウンター等の買入れについてご報告いたします。

本案は、大崎図書館の移転に伴い、当該図書館において使用する書架、カウンター等の業務用製品の買入れを行うものであります。

種類および数量は図書館業務用製品一式で、買入価格は5,512万6,000円、契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約の相手方は品川区大井一丁目53番9号、株式会社マルエー代表取締役、松本光徳、支出科目は平成29年度一般会計、納期は契約締結の日から平成30年3月30日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、書架等の機能性の確保についてなどの質疑があり、理事者より、書架等の機能性の確保については、新設される図書館のレイアウトや平米数等に応じて製品を選定した上で契約予定価格を決定し、契約を行っているものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第70号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第1から日程第7までの7件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第8および日程第9の2件を一括議題に供します。

---

日程第8

第60号議案 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

日程第9

第61号議案 品川区道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（松澤利行君） 建設委員長から報告願います。

〔たけうち忍君登壇〕

○建設委員長（たけうち忍君） ただいま議題に供されました第60号議案および第61号議案につきまして、建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、9月22日の本会議において当委員会に審査を付託され、9月25日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第60号議案、品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、西大井駅区営自転車等駐車場における混雑の緩和を図るため、当該区営自転車等駐車場を拡張するものであります。

本条例は、平成30年3月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1. 新設する駐輪ラックについて、2. 歩行者への対応についてなどの質疑があり、理事者より、1. の新設する駐輪ラックについては、近年増加するチャイルドシート付電動アシスト車など、大型の自転車に対応できるよう、現行より設置間隔を広げたものを新設する。2. の歩行者への対応については、西大井広場公園前の歩道は2メートル以上、西大井駅前の歩道は4メートル以上の通路を確保しており、歩行者および車椅子利用者でもすれ違うことのできるスペースを確保しているが、さらに接触など起きないように注意喚起の看板などを設置し、対応していくなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第60号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第61号議案、品川区道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、今回の改正による変更点についてなどの質疑があり、理事者より、今回の改正による変更点については、本条例のもととなる標識令が改正されたことかから、条例中の標識番号のみを変更するものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第61号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が建設委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第8および日程第9の2件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも建設委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第10および日程第11の2件を一括議題に供します。

---

日程第10

第62号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第11

第63号議案 品川区立図書館条例の一部を改正する条例

---

○議長（松澤利行君） 文教委員長から報告願います。

〔つる伸一郎君登壇〕

○文教委員長（つる伸一郎君） ただいま議題に供されました第62号議案および第63号議案の2議案について、文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら2議案は、9月22日の本会議において当委員会に審査を付託され、9月25日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

初めに、第62号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する



条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」等が改正されたことに伴い、補償基礎額の扶養加算額および介護補償の額を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、対象者数についてなどの質疑があり、理事者より、対象者数については、品川区立学校において配置している学校医、学校歯科医および学校薬剤師のうち215名が該当するものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第62号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第63号議案、品川区立図書館条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、大崎図書館について、施設の老朽化等に伴い、北品川五丁目地区に建設中の介護老人保健施設、回復期リハビリテーション病院等からなる複合施設の2階部分に移転することから、その位置を現在の「大崎二丁目4番8号」から「北品川五丁目2番1号」に改めるとともに、現在校舎改築工事を行っております芳水小学校内に大崎図書館分館を設置するものであります。

本条例中、大崎図書館の移転に係る改正規定は平成30年6月1日から、大崎図書館分館の設置に係る改正規定は教育委員会規則で定める日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1. 今回の移転理由について、2. 図書館利用者への今後の対応についてなどの質疑があり、理事者より、1の今回の移転理由については、開設から30年経過しており老朽化が著しい状況にあること、また、産業支援交流施設SHIPが整備されたことおよび御殿山小学校西側敷地の用地確保の見通しがついたことなどが挙げられる。2の図書館利用者への今後の対応については、移転する大崎図書館のほか、芳水小学校地下に大崎図書館分館および大崎駅西口に図書取次施設を設置することで、3拠点による図書に親しみやすい環境を整備しながら、一層のサービス向上に努めるものであるなどの答弁がありました。

また、委員より、区は老朽化を理由とし、移転とするが、改修による現地存続が妥当であるほか、移転に関する住民説明会が開催されていないことなどの理由から本案については反対であるとの意見の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第63号議案、品川区立図書館条例の一部を改正する条例については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果でございます。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

日程第11につきましては、3名の方から討論の通告があります。順次ご発言願います。

安藤たい作君。

〔安藤たい作君登壇〕

○安藤たい作君 日本共産党品川区議団を代表して、平成29年第63号議案、品川区立図書館条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

本条例は、現状の大崎図書館を北品川五丁目の御殿山小西側敷地に移転するとともに、現在、建てかえ中の芳水小内に大崎図書館分館を設置するものです。大崎図書館は現地で存続し、御殿山小西側敷地の図書館は11館目の新設図書館とすべきです。

以下、反対の理由を3点述べます。

1点目は、地域の思いでつくられ、また、育てられ、現に非常にたくさんの方に利用されている図書館を住民から奪うという問題です。現大崎図書館は、地元住民の声と運動で1983年7月に開館して以来、地域に愛されてきました。近隣のたくさんの保育園が読書バッグを持たせ、子どもを連れてきています。読み聞かせしやすいよう階段状の構造になっている専用室おはなしの部屋で、毎週地域のボランティアの方が読み聞かせを行っています。ご近所のお年寄りにとっても、知的好奇心を満たし、ご近所さんと顔を合わせる、気軽に立ち寄れる大事な場所になっています。サラリーマンもちょっとした休憩に、あるいは仕事帰りに本を借りにやってきました。大崎図書館の図書貸し出し点数は、直近の昨年度で、区内10館中で2番目です。近隣の芳水小の児童の図書館登録率は全37小学校中1位の76.30%、この数字も大崎図書館が地域で本に親しむ子どもたちを育成する上で、いかに大切な拠点であることを示しています。また、大崎図書館の建設に当たっては、業者委託ではなく、区の当時の営繕課が自主設計、基本構想、基本計画と重ねていく中、地元やご遺族の要望を受け、土地を譲り受けた松原伝吉氏の邸宅にあった樹木や庭石をあしらった日本庭園を併設するなど、区と住民が一緒につくり上げた施設でした。その経緯もあり、かつて2階の集会室で映画上映会や展示講習会、夏休み子ども教室など、地域企画も盛んに行われてきました。地域の思いでつくられ、地域で育まれてきた区立の貴重な単独図書館は、移転、廃館し、代替施設と称して建物の中の一隅に押し込めるのではなく、むしろ必要な工事を施し、2階部分や日本庭園も活用し、自然とも親しめる単独図書館として、さらなる地域文化の発信、交流拠点として発展させるべきです。

2点目は、区が29号線道路をつくるために、老朽化等移転の理由をこじつけて大崎図書館をなくす問題です。区が移転の理由に挙げる老朽化は理由になりません。老朽化なら対策は改修、建てかえです。大崎図書館より8年古いゆたか図書館は、現在、大規模改修を行っています。区は、みずから作成した公共施設等総合計画の中で、大規模改修の周期は30年、更新、建てかえの周期は60年との考え方を示しています。百歩譲って改修では追いつかないとしても、建てかえて現地で存続すればいいのです。区は決算委員会で、現地での建てかえが不可能ではないことを認めましたが、移転は総合的な判断、そのほうが地域のためになると強弁しました。区の勝手な判断を押しつけられ、地域から図書館を奪われる住民はたまったものではありません。

では、なぜ、まともな移転の理由もないのに、区は大崎図書館を移転させようとしているのか。その理由は道路建設を優先させる区の都合でしかありません。区は、現大崎図書館を移転後の来年3月末に閉館、建物については解体し、その後、都の要請に応じ補助29号線の代替用地として活用できるかどうか検討していくとの方針です。その29号線とは、住宅550棟以上を立ち退かせて住民を追い出し、公園や商店街を削り取る町壊し、現在、住民62名による認可取り消しを求めた裁判闘争も起こり、住民から大きな反対の声が上がっている道路です。大崎図書館が老朽化してきていたことは事実です。もともと図書館部局は改修する意向で、それは委員会質疑で、当初改修に関しましての経費を予算要求してきたなど、繰り返し答弁されてきたとおりです。しかし、2012年6月、区長が手を挙げたことにより、補助

29号線が特定整備路線に選定されたことで状況は一転、2014年1月21日の行革委員会で区が初めて大崎図書館の移転の考えを示し、その直後の2014年3月26日には29号線が事業認可、反対が根強い道路事業を推進するためには、立ち退きに遭う施設の代替地を近隣に確保する必要があります。つまり、都と区が一体で補助29号線建設のために大崎図書館をなくすことが移転の本当の理由です。住民も反対する道路事業を進めるため、行政が率先して地域と区民の文化財を壊すということは、断じて許されません。

3点目は、こうした暴挙が徹底した住民不在、利用者不在で進められてきたということです。大崎図書館ユーザーの会は、2015年4月に、地域や利用者に説明会の開催を求める署名508名分を区長宛てに提出、しかし、区はそれすらも拒否、ついに開催されることなく、条例の採決を迎えてしまいました。今後の広報について区は、議会で正式に決まったら公表すると繰り返し、そのやり方も町会長、自治会長に説明、館内や地元の掲示板や広報しながらPRするなど述べています。決まった後に紙切れ1枚で、利用者に移転、廃館を知らせる。利用者、住民不在のやり方は許せません。芳水小は工事中であり、現在、躯体は影も形もまだありません。今からでも間に合います。御殿山小西側は大崎図書館とするのではなく、新設の11番目の図書館にすべきです。大崎図書館は現地で存続を。そのことを強く求め、私からの反対討論を終わります。（拍手）

○議長（松澤利行君） 次に、本多健信君。

〔本多健信君登壇〕

○本多健信君 第63号議案、品川区立図書館条例の一部を改正する条例に、品川区議会自民党・子ども未来を代表して賛成討論を行います。

大崎図書館が北品川五丁目に移転する計画が出されたのは、平成26年度でした。当時の計画では、大崎図書館を北品川五丁目に移転することを柱とする内容でした。今、議題に供されている条文には「大崎二丁目4番8号」を「北品川五丁目2番1号」に改め、さらに「品川区立大崎図書館分館」「品川区大崎三丁目12番22号」と加えられています。附則で、大崎図書館の位置を変更するとともに、大崎図書館分館を設置する必要があるというものです。すなわち芳水小学校改築に合わせ、大崎図書館分館が整備されるわけです。ここに至るまで、平成26年度より今年度までの4カ年にわたり、さまざまな議論、意見交換、知恵を出し合い、品川区の英断に結びつくまでの建設的な取り組みが、開かれた区政運営だと感じています。その取り組みの一部を取り上げ、紹介いたします。

区の公共施設の代替地の考え方やあり方の議論がありました。私の持論は、スープの冷めない距離と申し上げてきました。また、平成26年請願第8号、品川区立大崎図書館移転に関する請願書が区議会議長宛てに提出され、議会で審議されました。読み上げます。

請願代表者、          芳水小学校PTA会長、請願者、          大崎居木橋町会会長、          大崎一二三町会会長、          大崎四丁目町会会長、          大崎三五町会会長、          大崎ウエストシティタワーズ自治会会長。

品川区立大崎図書館は、          様（当時、品川区立芳水小学校PTA会長）の多大なるご尽力により、子どもたちの文教の場として開館いたしました。大崎という土地柄、国道や線路を渡ることなく、子どもたちが安全に通える図書館として設立してほしいとの強い思いがあったと伺っております。当時は、品川区立芳水小学校の図書は全て品川区立大崎図書館のほうへ寄贈いたしました。授業の際には、子どもたちは大崎図書館に移動して、そこで開催されるおはなし会などを通じて、本のすばらしさを学んでいました。また、親御さんからも、子どもたちが放課後安心して利用できる図書館として信頼されておりましたし、中庭は子どもたちの遊び場としても利用しておりました。月日がたった現在に至っても、

品川区立芳水小学校の子どもたちをはじめ、たくさん子どもたちや地域の方々が安全に通える図書館として利用しています。日々変わり行く大崎にありながら、地域との連携を大切にしている品川区立芳水小学校PTAとしましては、大崎住民の憩いの場でもある品川区立大崎図書館の移転に反対いたします。もしくは、この大崎西口に代替となる施設の設立を切に希望いたします。

結果は、趣旨採択でした。請願書にもありますように、「日々変わり行く大崎にありながら、地域との連携を大切に」、重要なことだと思います。また、平成29年請願第10号、大崎図書館を29号線道路のためになくさないよう求める請願については、審議の結果、文教委員会では不採択となりました。現在、芳水小学校改築工事が約50億円の予算成立により動き出しています。大崎図書館分館の完成を心待ちにしています。区民の皆様、利用者の皆様におかれましては、既存の大崎図書館の利用と新設されます大崎図書館分館との利用のタイムラグは発生しません。そして、既存の大崎図書館の機能が新設後も保有されることも重要な着眼点です。何よりも大切なことは、利用者の皆様の思いです。「機能がこんなに近くに残るならよかった。しかも、新設される小学校の敷地内であることだし」と、私に喜びの声を伝えた方は、数年前に品川区に引っ越しをされてきた30代のお母さんでした。家族で大崎図書館を利用しているとのこと。ほかにも多くの方々からそうした声が届きます。時には、数十人の集まりに説明を求められます。皆様、ご理解いただき、ほっとされます。まだまだこのことを知らない方が多く、惑わされたり、混乱されるケースに、地域の方々や内容を知らないの方々にとっては大変困ってしまいます。機能を守り、生活を守る責任を感じます。

新設されます北品川の新設ならびに大崎分館が地域の方々に愛される図書館となることを願うものです。この4年間の積み上げてきた区政取り組み方針をさらに周知する必要があることを申し上げまして、文教委員長報告のとおり賛成し、討論を終わります。（拍手）

○議長（松澤利行君） 次に、吉田ゆみこ君。

〔吉田ゆみこ君登壇〕

○吉田ゆみこ君 品川生活者ネットワークを代表して、第63号議案、品川区立図書館条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論します。

この条例改正案は、大崎図書館が移転することを前提としています。しかし、大崎図書館の移転は決定に至る手順に大きな瑕疵があると考えます。大崎図書館の移転が初めて議会での議論に出されたのは、2014年1月21日の行財政改革特別委員会と認識しています。この時点での主題は、御殿山小学校西側敷地の活用計画案についての議論であり、この計画に入れる案として、文化教育施設が考えられており、文化教育施設の一つの考え方として、区は図書館を考えている。そのまた一つの考え方として、大崎図書館の移転もあるということでした。大崎図書館移転は、この時点で、あくまで案のそのまた考え方の一つとして示されたにすぎません。ところが、同年4月16日の同委員会には、決まったものとして報告されています。案の中の考え方の一つと示されてから、わずか3カ月です。その翌月の5月13日の同委員会では、品川生活者ネットワークから、現在、大崎図書館の利用者と近隣の住民の方たちの反応について質問したところ、具体的な形で何か意見を聴取していることはないという答弁でした。図書館の存在は、その地域に住む人たちにとってはとても大きなものです。まして、大崎図書館は区内でも利用率の高い図書館であり、図書館が生活の一部になっている方たちがたくさんおられます。5月13日の委員会では、そもそもこの話が公の形で何か大きく公表したりというものではないという答弁もありましたが、大きく公表しないまでも、少なくとも図書館の利用者や近隣の方たちには、案のまた考え方の一つの段階で説明会を開き、ご意見を聞くべきでした。その後、説明会などが開かれたことは承知していま

すが、それはあくまで移転計画を前提としたものです。

品川区は、基本構想に「区の考えをわかりやすく区民に伝え、情報公開を進めるとともに、区民の声に耳を澄ませて、区民参加の区政運営を進めていかなければなりません」と示しています。また、長期基本計画では、基本方針の一つとして、協働による区政運営を推進することを掲げ、その基本政策として、協働の基礎となる情報公開と積極的な情報公開を進め、情報を必要とする区民に確実に伝えられるよう、受け手の状況に応じ、多様な媒体の強みを生かした情報発信を充実することを唱えています。長期基本計画が唱えるとおりの、協働には情報提供が基礎であり、大前提です。図書館移転の決定において、最初にあるべき適正な手続を踏まないまま現状を進めてきた結果の条例改正案には納得できません。

以上の理由により、本条例案に反対をいたします。

以上です。（拍手）

○議長（松澤利行君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、日程第10を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第11を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第12から日程第15までの4件を一括議題に供します。

---

日程第12

平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算

日程第13

平成28年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第14

平成28年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第15

平成28年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算

---

○議長（松澤利行君） 決算特別委員長から報告願います。

〔鈴木真澄君登壇〕

○決算特別委員長（鈴木真澄君） ただいま議題に供されました日程第12から日程第15までについて、決算特別委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月22日の本会議において35名の委員をもって設置され、平成28年度各会計歳入歳出決

算の審査の付託を受け、10月2日から延べ7日間の日程で審査を行いました。

委員長には、皆様のご推挙により、私とその役を仰せつかりました。また、副委員長には、つる伸一郎委員、石田ちひろ委員が選出されるとともに、委員会に理事会を設け、理事には、松永よしひろ委員、須貝行宏委員、田中さやか委員の3名の方々が選任されました。

本委員会開催に当たりましては、副委員長および理事の皆様、そして委員各位ならびに理事者の皆様には、特段なるご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、各会計歳入歳出決算における審査内容の詳細につきましては、後日、会議録が作成されますので、省略させていただき、質疑の概要のみをご報告申し上げます。

まず、平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算については、歳入総額1,662億4,150万9,267円、歳出総額1,609億4,504万2,340円で、差引残額52億9,646万6,927円は、全額翌年度への繰り越しであります。本件にかかわる主な質疑は次のとおりであります。

歳入については、特別区民税の増額の評価などであります。

また、歳出については、防犯設備整備補助金について、オリンピック・パラリンピックについて、福祉人材確保定着事業について、オアシスルームについて、インフルエンザワクチンについて、商店街活性化について、自転車対策について、学事制度審議会についてなどであります。

次に、平成28年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算については、歳入総額437億2,678万3,386円、歳出総額423億3,386万9,273円で、差引残額13億9,291万4,113円は、全額翌年度への繰り越しであります。

本件については、都道府県化についてなどの質疑がありました。

次に、平成28年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額77億4,494万1,918円、歳出総額76億8,670万1,991円で、差引残額5,823万9,927円は、全額翌年度への繰り越しであります。

本件については、保険料の算定方法についてなどの質疑がありました。

次に、平成28年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額231億1,661万423円、歳出総額229億1,886万4,846円で、差引残額1億9,774万5,577円は、全額翌年度への繰り越しであります。

本件については、総合事業についてなどの質疑がありました。

最後に、平成28年度各会計歳入歳出決算の認定に当たり、各会派を代表いたしまして、渡部茂委員、若林ひろき委員、石田しんご委員、須貝行宏委員、田中さやか委員より、一般会計歳入歳出決算、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する旨の意見表明があり、南恵子委員より、一般会計歳入歳出決算、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算、平成28年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、平成28年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および平成28年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算については、賛成多数をもって、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

以上が決算特別委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり認定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 決算特別委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第12から日程第15までの4件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

---

追加日程第1

議員提出第1号議案 品川区基本構想の議会の議決に関する条例

---

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔渡部茂君登壇〕

○渡部茂君 ただいま議題に供されました、議員提出第1号議案、品川区基本構想の議会の議決に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、品川区における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更、または廃止について、議会の議決すべき事件として定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

何とぞ提案どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、提案説明を終わります。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決いたしました。  
次に、追加日程第2を議題に供します。

---

追加日程第2

議員提出第2号議案 固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

---

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔伊藤昌宏君登壇〕

○伊藤昌宏君 ただいま議題に供されました、議員提出第2号議案、固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書の提案理由についてご説明申し上げます。

本案は、9月25日の総務委員会におきまして、平成29年請願第6号「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」および平成29年請願第7号「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」を全会一致で採択すべきものと決定し、翌9月26日の同委員会において意見書案文を審議した結果、本意見書を提出するものであります。

本意見書は、東京都が現在実施している固定資産税および都市計画税に係る軽減措置を、平成30年度以降も継続するよう求めるものであります。

内容につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

〔案文朗読〕

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16を議題に供します。

---

日程第16

請願・陳情審査結果報告（1）

---

○議長（松澤利行君） 本件につきましては、お手元に配付のとおり、各所管の委員長から請願・陳情



審査結果報告書（１）が提出されております。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの審査結果報告書（１）のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は審査結果報告書（１）のとおり決定いたしました。

次に、日程第17を議題に供します。

---

日程第17

請願・陳情審査結果報告（２）

---

○議長（松澤利行君） 建設委員長から報告願います。

〔たけうち忍君登壇〕

○建設委員長（たけうち忍君） ただいま議題に供されました、日程第17、請願・陳情審査結果報告書（２）の内容について、9月25日の建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、平成29年陳情第7号、大崎駅西口F南地区再開発計画の住民への説明に関する陳情であり、9月22日の本会議において当委員会に審査を付託されたものであります。

本陳情の趣旨は、大崎駅西口F南地区についての地区計画、その他関連都市計画案を作成する場合は、都市計画法第16条にのっとり、周辺住民に対し計画内容を十分に説明し、かつ住民の意見を反映させる手続をとるよう求めるものであります。

初めに、理事者に説明を求め、理事者より、これまでの経過としては、まず本年4月に近隣住民に対して事業者による開発計画説明会を開催し、都と区の連絡調整会議等を経て、都市計画の手続を開始した。その後、本年8月に、都市計画法第16条第2項に基づき、地区内権利者を対象に都市計画原案の説明会を開催し、同月、公告・縦覧を行い、意見を求めた。さらに、都市計画法第17条に基づき、本年10月10日に、区民や利害関係人を対象に都市計画案の説明会を開催し、あわせて都市計画案の公告・縦覧を10月10日から24日まで実施し、広く意見を求めるものである。今後の予定としては、区・都の都市計画審議会に諮り、この案に対するご意見を受け、都市計画を決定していく予定であり、この間、法律にのっとりた手続を進めてきたところであるなどの説明がありました。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1. 公聴会の開催について、2. 8月に開催された都市計画原案の説明会の周知方法と参加者数についてなどの質疑があり、理事者より、1の公聴会の開催については、本年4月に3日間にわたり事業者による開発計画説明会を開催し、住民に対して十分な説明とご意見をお聞きする機会を設けてきた。また、あわせて、区としても、都市計画法に基づき原案に対する公告・縦覧や案に対する公告・縦覧を行い、住民のご意見を反映させる手続をとっているものであり、改めて公聴会を開催するものではない。2の8月に開催された都市計画原案の説明会の周知方法と参加者数については、地区内の権利者、借地人等に対し、郵送にて案内を送付し、説明会当日は2日間合計で77名の参加があったものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、本陳情の取り扱いについてお諮りしたところ、結論を出すことで意見が一致し、同日、採決を行いました。

採決の結果、平成29年陳情第7号は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、1名の方から討論の通告があります。ご発言願います。

田中さやか君。

〔田中さやか君登壇〕

○田中さやか君 品川生活者ネットワークを代表して、大崎駅西口F南地区再開発計画の住民への説明に関する陳情に賛成の立場で討論します。

本陳情は、大崎駅西口F南地区再開発の計画について、都市計画法第16条1項に基づいて、地権者への説明だけではなく、多大な影響を受ける周辺住民の意見を反映させるために、都市計画決定権者である品川区が周辺の住民に対して公開の場で案について説明し、意見陳情の機会を確保するよう、区議会から区に対して働きかけることを求めるものです。

9月25日の建設委員会での審議において、区は、都市計画法第16条1項を根拠とする説明会を実施しない理由として、再開発組合と事業者が十分に説明していることを挙げています。委員審議においても十分な説明がなされたとして、賛成少数で不採択となりました。しかし、本計画は、都市計画の決定にかかわるものです。都市計画決定や変更に関する説明責任は区と都にあり、説明会も区や都が行うべきと考えます。地権者に対する説明はなされたということですが、陳情者は、この計画によって多大な影響を受ける周辺住民も含めて説明を受け、意見陳情ができる場を求めています。この計画は、大崎駅西口周辺のまちづくりにかかわる大きな計画です。まちづくりは地権者だけでできるものではありません。計画に影響を受けるより広い人々への説明と意見陳情の機会を求めて、議会に働きかけてきた陳情者の願いは当然と考えます。品川区は、区自身のさまざまな計画の中で、区民との協働によるまちづくりを呼びかけています。協働の基礎は、情報提供です。情報提供がなければ、協働は生まれません。説明責任については、法を根拠とするまでもなく、区議会は品川区がみずから掲げる区民との協働の理念を進めるためにも、区に対して説明会と意見陳情の場を設けることを働きかけるべきです。

以上の理由により、本陳情を採択することを主張し、品川生活者ネットワークの賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（松澤利行君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。平成29年陳情第7号について採決いたします。

本件陳情を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件陳情は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第18を議題に供します。

日程第18

常任委員会・議会運営委員会・特別委員会議会閉会中継続審査調査事項

---

○議長（松澤利行君） 本件につきましては、お手元に配付の請願・陳情継続審査件名表および特定事件継続調査事項表のとおり、各所管の委員長から閉会中も審査調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、各所管の委員長からの申し出のとおり決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第3回品川区議会定例会を閉会いたします。

○午後5時48分閉会

---

議 長	松 澤 利 行
署 名 人	石 田 しんご
同	筒 井 ようすけ